

掛川市規則第16号

掛川市消防団規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市消防団規則の一部を改正する規則

掛川市消防団規則（平成17年掛川市規則第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

ラッパ隊員及び団員	団員
-----------	----

」

を

「

ラッパ隊員、団員及び機能別消防団員	団員
-------------------	----

」

に改める。

第7条第1項中「及び団員」を「、団員及び機能別消防団員」に改める。

第12条中「及びその他の消防業務」を「、その他消防団活動への従事」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

名称	役職及び階級	団長	副団長	分団長		副分団長	部長	班長	団員	計	位置	管轄区域
				本部長	分団長							
団本部	本部	1	6	16						23	掛川1102番地の1	掛川市全域
	ラッパ隊			1				(30)	1			
	予防指導隊			1		1			17	19		
第1方面	第一分団				1	1			21	23	仁藤町15番地の1	仁藤町、肴町、塩町、喜町、新町、道神町、六軒町、神明町、旭町、旭ヶ丘
	西山口分団				1	1			21	23	成滝121番地の1	満水、菌ヶ谷、宮脇、成滝、葛川、青葉台、金城
	駅南分団				1	1			21	23	南2丁目8番6号	杉谷、上張、新道、緑ヶ丘第一、緑ヶ丘第二、矢崎、葵町、杉谷南、下俣、久保、亀の甲、神代地、結縁寺
	上内田分団				1	1			21	23	板沢92番地	桶田、五百済、段金谷、下板沢、上板沢、和田、子隣、岩井寺、大谷、城山
第2方面	掛川分団				1	1			21	23	城下6番地の11	栄町、紺屋町、中町、緑町、連雀、大手町、松尾、城内、北門、下西郷雇用促進住宅
	中央分団				1	1			21	23	城西1丁目11番15号	研屋町、西町、瓦町、十王、下俣町、十九首、小鷹町、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央高町、城西、城北町、弥生町
	掛二分団				1	1			21	23	大池441番地の1	二瀬川、上屋敷、秋葉通り、鳥居町、橘町、未広町、長谷、七日町、秋葉路
第3方面	東山口分団				1	1			21	23	伊達方474番地の1	宮村、海老名、影森、塩井川原、寺ヶ谷、伊達方、本所、原子、新田、池下、牛頭、山鼻、千羽、木割、池下雇用促進住宅
	日坂分団				1	1			21	23	日坂890番地の1	古宮、下町、本町、沓掛、御林、川向、大野、佐夜鹿
	東山分団				1	1			21	23	東山1175番地の1	東山

第4方面	栗本分団				1	1	21	23	初馬2046番地の1	水垂、初馬、葛ヶ丘
	西郷分団				1	1	21	23	上西郷2574番地の1	下西郷、小市、方ノ橋、構江、石畑、石ヶ谷、美人ヶ谷、滝ノ谷、長間、五明
	倉真分団				1	1	21	23	倉真3803番地	倉真1区、倉真2区、倉真3区、倉真4区、倉真5区、倉真6区、倉真7区
第5方面	原谷分団				1	1	21	23	本郷1414番地の1	本郷西、本郷東、細谷、幡鎌、西山、本郷南、サングリーン
	原田分団				1	1	21	23	原里1269番地の2	寺島、桑地、栃原、高山、正道、平島、久居島、中西之谷、上西之谷、田代・柚葉、明ヶ島
	原泉分団				1	1	21	23	萩間442番地	大和田、孕丹、萩間、居尻、泉
第6方面	曾我分団				1	1	21	23	各和1647番地の5	細沢、岡津、原川、徳泉、領家、高御所、篠場、平野、梅橋
	桜木東分団				1	1	21	23	上垂木894番地の3	上垂木、下垂木1区、下垂木2区、下垂木3区、下垂木南
	桜木西分団				1	1	21	23	家代121番地の2	家代、遊家、森平、富部、家代の里
	和田岡分団				1	1	21	23	吉岡268番地	吉岡、高田、各和、吉岡市営住宅団地、つくしの
第7方面	大東第一分団				1	1	24	26	千浜4530番地の1	千浜東、千浜西、国浜、千浜雇用促進
	大東第二分団				1	1	24	26	浜野1824番地	三浜、浜野
	大東第三分団				1	1	24	26	大坂2714番地の3	大坂、三井、東大坂、大坂雇用促進
第8方面	大東第四分団				1	1	24	26	上土方30番地の1	下土方、土方、上土方
	大東第五分団				1	1	23	25	中方366番地の2	高瀬、小貫、中方、岩滑、井崎雇用促進
	大東第六分団				1	1	23	25	中3891番地の7	睦三、中、中雇用促進

第9方面	大須賀第一分団				1	1	34	36	西大淵51番地の3	横須賀川原町、汐見ヶ丘、十六軒町、西番町、大谷町、新屋町、西大谷、東本町、柏平、中本町、西本町、中番町、東番町、南番町
	大須賀第二分団				1	1	34	36	西大淵4103番地の1	東新町、西新町、松尾町、西田町、東田町、大工町、石津、横砂、小谷田、清ヶ谷、本谷、軍全町、沢上町
第10方面	大須賀第三分団				1	1	35	37	沖之須397番地の1	西大淵、今沢、川原崎、雇用促進第1、沖之須、城前団地
	大須賀第四分団				1	1	35	37	大淵5549番地の1	野賀、新井、中新井、岡原、浜、東大谷、野中、藤塚、雨垂
総計		1	6	18	30	31	717	803		

備考

- 1 管轄区域は、行政区によるものとする。
- 2 () 内の数字は、各分団からの出向者の数とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。